

逗子市における脱炭素社会実現に向けた第一歩

～公共施設の電力調達の方針～

昨今の豪雨や台風の強大化、猛暑日の発生頻度の増加など、数々の気候変動は、日本国内のみならず、全世界の様々な地域においても大きな問題となっており、人々の社会生活にも影響をもたらすおそれがある。

国においては「2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ」とする方針を首相自らが打ち出し、それを受けて各都道府県や市町村においても、これまで以上に脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進しはじめている。

問題自体が地球規模であることから、この取り組みの規模感は、区域(県域、市域等)の大きさとどれだけ集中的に財源や人材を投入できるかによって大きな差があるが、本市のような小規模の基礎自治体においては、小さな自治体だからこそできることとしてまずは現状を見つめなおし、できることから脱炭素社会を目指していくことが必要である。

本市が取り組む脱炭素社会実現のための即効性のある施策として、市営の公共施設の電力調達先を再生可能エネルギー比率が高い事業者に変更していくことが挙げられる。

新たな財政的負担をほとんど生じさせることなく、少ないリスクで確実に環境負荷を下げる効果が期待できるものであり、本市として最初に取り組むべき方策である。

以下、

- 1 電力調達の目標
- 2 目標達成のための基本的な考え方
- 3 電力調達に係る指針

を定め、脱炭素社会実現に向けた着実な歩みを進めていく。

1 電力調達の目標

2030 年度(令和 12 年度)までに、原則として市内の電力を使用するすべての市所有(管理)施設において、再生可能エネルギー100%の電気を調達する。

2 目標達成のための基本的な考え方

- (1) 各施設において、電力の契約(見直し)時に、可能な限り再生可能エネルギー電気を調達すること。
- (2) 調達に際しては、従前の再生可能エネルギー電気を含まない電力の調達価格よりも低廉な調達価格を実現すること。
- (3) 電力供給の安定性を確保すること。
- (4) 上記(1)から(3)を満たした上で、地域に根差した電気事業者等の活用を検討すること。

※ 指定管理者により管理されている施設についてもこの考え方によるものとし、この方向性は、社会情勢の変化や目標の達成状況等に応じて、適宜見直すものとする。

3 電力調達に係る指針

(1) 仕様書に付する条件

ア 次の(ア)及び(イ)に例示するところにより、入札に参加する者が供給しようとする電気に占める再生可能エネルギー電気の比率(以下「再生可能エネルギー比率」という。)に条件を付するとともに、当該者が当該条件を満たすことを証明する資料の提出を義務付けるものとする。

(ア) 供給電気の種類等を指定する文の例
供給電力量の100%を再生可能エネルギー電気とすること。 再生可能エネルギー電気とは、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすもので、次のいずれか又は組合せによる環境価値を有するものが該当する。 <ul style="list-style-type: none">・ 非FIT 電気とその量に応じた非化石証書等 (再生可能エネルギー電気のうち、FIT 電気以外をいう。ただし、環境価値を手放していないものに限る。非化石証書等は、トラッキング付き非化石証書(再エネ指定)、グリーン電力証書又はJ-クレジット(再エネ由来)をいう。)・ FIT 電気とその量に応じた非化石証書等・ 電源を特定せずに調達した電気とその量に応じた非化石証書等
(イ) 供給電気が(ア)の条件を満たすことを証明する資料の提出を義務付ける文の例
契約年度の上半期及び下半期末日に、各半期の供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー比率について確認できる資料として、需要場所ごとに別紙「特定電源割当証明書」又はこれに準じた様式を作成し、非化石証書等の証書の写しと併せて送付すること。

イ アの規定により再生可能エネルギー比率による条件は、次の(ア)から(エ)までに定めるところによるものとする。

ただし、電気事業者への聞き取りの結果、(ア)に定める再生エネルギー比率による電気の供給を行える者の2者以上の入札を確保することが困難と認められるときは、(ア)の規定によらず、(イ)から(エ)までの規定により条件を付すことができるものとする。この場合において、(イ)中「1回目の入札手続の結果、不調又は不成立となった場合には、2回目」とあり、及び(ウ)中「2回目」とあるのは「1回目」と、(ウ)及び(エ)中「3回目」とあるのは「2回目」と読み替えるものとする。

(ア) 1回目の入札手続においては、再生可能エネルギー比率を100%とすることを仕様書に明記する。

(イ) 1回目の手続の結果、不調又は不成立となった場合には、2回目の入札手続においては、再生可能エネルギー比率を50%以上とすることを仕様書に明記する。

(ウ) 2回目の入札手続の結果、不調又は不成立となった場合には、3回目の入札手続においては、再生可能エネルギー比率を30%以上とすることを仕様書に明記する。

(エ) 3回目の入札手続の結果、不調又は不成立となった場合には、仕様書に再生可能エネルギー

ギー比率に係る条件を付さず、入札手続を行うものとする。

(2) 積算方法

再生可能エネルギー電気の調達における予定価格の積算に当たっては、再生可能エネルギー電気を含まない電気の調達価格より低廉な調達価格を実現するため、次の(ア)及び(イ)に掲げる単価に係る情報を可能な限り((イ)に掲げる単価に係る情報にあつては、入札手続の都度)入手した上で当該積算を行うこととする。

(ア) 旧一般電気事業者の供給約款における単価

(イ) 旧一般電気事業者以外の小売電気事業者による、再生可能エネルギー比率に応じた見積り単価

(3) 留意事項

ア 入札に参加する者が第1号アに規定する条件を満たしていることについて、別紙「特定電源割当証明書」又はこれに準じた様式により、それぞれの入札手続きにおいて確認することとする。

イ 地域に根差した電気事業者等に対し入札への参加可能性について調査するとともに、入札への参加を積極的に促すこととする。

ウ 電気の調達に係る契約について、入札に付することができず、又は入札に付することが適当ではない場合においても、電気料金単価を上げることなく再生可能エネルギー比率を高めることの可否について、電気事業者と調整を行い、これが可能な場合には、第1号ア(ア)及び(イ)に例示するところにより、仕様書にその旨の条件を付することとする。